

第7回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和5年12月22日（金） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第 6 号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第 49 号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第 50 号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第 51 号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第 52 号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第 53 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議第 54 号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第 10 | 議第 55 号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 日程第 11 | 議第 56 号 | 農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

黒木 義弘、上堀 昌也、鴻巣 明久、川上 富之、清水 直喜、野尻 真人、
白畑 切詞、田村 信彦、陣出 通子、大面 正紀、東野 満浩、丸山 浩一、
森田 高見、田中君代、垣内 常宏、小井戸 寿尚、牛丸 和久、平井 造成

○本日会議に欠席した委員

辻 直司

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、振興主事：高山緑、
農地主事：森真哉、書記：三野島孝、小洞雅喜、畜産課長：松井ゆう子、
農地相談員：木戸脇良昭

職務代理	<p>ただいまより第7回高山市農業委員会を開催いたします。 本日、議席番号16番の辻 直司委員より欠席報告を受けています。 本日の出席委員は、19名中18名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p>
会長	<p>改めまして皆様こんにちは。 正月までにあまり雪が降らないことを念じています。地域ごとのブロック研修会では、いろいろな意見が出ていました。また、農業者年金の加入促進について、その都度説明をし、JAの組合長にも報告しました。今回の農業委員会総会の後に、市議会建設産業委員会の議員との懇談会がありますので、都合のつく方はできるだけ参加いただきたい。また、1月12日の市長との意見交換会も同様にできるだけ参加をお願いします。 さらに1月19日には、県農業会議主催の農業委員・農地利用適正化推進委員大会がありますが、皆様それぞれ新年の行事が重なり多忙とは思いますが出席をよろしく申し上げます。 本日午前中に家族協定の調印式がありました。私が駐車場から出向くにあたり車の鍵の電池がなくなり、何とか早く取り換えができたが、皆様も正月の期間中ではそのようなことが発生すると直ぐ電</p>

池交換はできないと思いますので、一度ご確認されると良いと思っています。

今年7月に農業委員の改選があり、一期目の方、それ以上の方もそれぞれの立場で農業委員会業務にご協力いただき何とか年内の業務についてはクリアできました。来年も引き続きよろしくお願い致します。

新しい年を迎える時期になりましたが、ご家族お揃いで良いお年をお迎えください。

そりでは総会、協議会につきましては皆様のご協力をお願い申し上げます。本日の挨拶にさせていただきます。どうかよろしくお願い致します。

職務代理 ありがとうございます。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 15番 垣内 常宏委員と17番 小井戸 寿尚委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第6号 農地所有適格法人の報告等について を

議題とします。

事務局の説明を願います。

森
農地主事

今回は6法人について報告します。

農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございます、

①法人形態

②事業要件

③構成員要件

④役員要件

について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上6件について報告いたします。

議 長

続きまして、日程第4 議第49号 農地法第3条の規定による
権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

三 野 島
書 記

今回は、13件の上程です。

それでは農地法3条の申請の説明に移ります。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、13件 田畑 30筆 20,842.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

職 務 上宝町の11番・12番の案件の事由ですが、譲受人一人が二人
代 理 の引渡人から空き家に付随した農地取得となっています。同一の方
の事由となっているのはおかしいのではないかと。また、他県で農業
経験があるということですが、2案件の両方を合わせると2500
㎡程と面積が大きいです。全部耕作ができるのか確認してあるの
か。

事前ヒアリングで農地取得については適正であるということであ
ります。地元で大規模の担い手の方もいる中で、新たに農地を取
得し耕作する希望があるということではありますが、大口の法人が2
件当地域で営農していますので、その方々には事前に情報提供はさ
れたのか、取得についてどのような手順であったのか。

三 野 島 申請前に申請者との事前ヒアリングの段階で、新規農地取得者の
書 記 の営農計画書にて事前に耕作内容を確認し、申請者が取得する農地は
すべて効率的に耕作されることを確認しております。その段階で地
元の農地最適化推進委員へも情報提供していますので、大口の担い
手の方へもその情報は提供してあるかまでは確認をしておりませ
んが、事前ヒアリングで新規取得については問題無しと判断してい
ます。

川 上 申請者との事前ヒアリングの段階では、該当の新規就農者の方
委 員 は、就農意欲が高い方で、当地域としては、そういった意欲のある
方を育てる観点からも、地元の大口の担い手である法人では年次計
画を立てて計画的に規模拡大を行っているため、当案件については
今回の新規就農者でOKと判断しています。当地域に移住し、農業
で生計を立てていく意志が強い方で、農地を取得してもらって頑張
って営農を行っていくチャンスを与えていくことが当地域として
も得策と考えています。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可につ
いては許可することと決定します。

続きまして、日程第5 議第50号 農地法第4条の規定による
使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とし

ます。

事務局の説明を願います。

三野島
書記

今回は、5件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、5件 田畑15筆 2,104.12 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

議 長

営農型太陽光発電施設の案件については、慎重に審査するようにお願いします。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第6 議第51号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

三野島
書記

今回は、9件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、9件 田 畑 19筆 2,512.23㎡についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第52号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

三 野 島 記 今回は、1件の上程です。

書 記 (案件について、計画の変更内容を説明)

以上1件について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第53号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

小書 洞記 本日は4件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。
(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田畑12筆 19,597.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第9 議第54号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。
事務局の説明を願います。

小書 洞記 本日は18件についての上程です。
農地中間管理機構である借人は貸付候補農用地等リストに基づき田畑 現況農地の土地等 45筆 47,909.00 m²について、新規賃貸借権を設定するものです。
以上ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、承認とします。

続きまして、日程第10 議第55号 農用地利用集積等促進計

します。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

垣内 常宏 委員

小井戸 寿尚 委員
